

○佐賀県警察の解剖嘱託医に関する訓令

昭和50年 7 月19日

本部訓令第 9 号

(趣旨)

第1条 この訓令は、佐賀県警察の解剖嘱託医師（以下「解剖医」という。）の嘱託及びその運営について必要な事項を定めるものとする。

(嘱託する業務)

第2条 解剖医に嘱託する業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 犯罪に基因する死体の解剖に関すること。
- (2) 犯罪に基因する疑いのある死体の解剖に関すること。

(解剖医の委嘱)

第3条 解剖医は、佐賀大学医学部法医学教室並びに福岡県内及び長崎県内に所在する大学の法医学教室に勤務する医師のうちから委嘱するものとする。

本条…全部改正〔平成13.12本部訓令30〕、一部改正〔平成16.6本部訓令9〕

(嘱託)

第4条 佐賀県警察本部長（以下「本部長」という。）は、前条の解剖医の嘱託については、佐賀県警察本部刑事部鑑識課長（以下「鑑識課長」という。）の上申により嘱託状（様式第1号）を交付して行うものとする。

2 前項の上申は、解剖嘱託医推せん上申書（様式第2号）により行うものとする。

(解嘱)

第5条 本部長は、解剖医が心身の故障のため嘱託した業務の遂行に支障があると認めるときは、鑑識課長の上申により解剖医の嘱託を解くものとする。

(緊密な連携)

第6条 鑑識課長は、常に解剖医と緊密な連携をとり、その目的の達成に努めなければならない。

(研究会)

第7条 鑑識課長及び科学捜査研究所長は、解剖医に嘱託した業務の効果的な推進を図るため、研究会を開催することができる。

本条…一部改正〔平成13.12本部訓令30〕

(名簿)

第8条 鑑識課長は、解剖嘱託医名簿（様式第3号）を備えつけておかなければならない。

附 則

この訓令は、昭和50年8月1日から施行する。

附 則（平成13年12月3日本部訓令第30号）

この訓令は、平成13年12月3日から施行する。

附 則（平成16年6月1日本部訓令第9号）

この訓令は、公布の日から施行する。

様式第1号

嘱 託 状

住 居

殿

あなたを、佐賀県警察の解剖医として嘱託します。

年 月 日

佐賀県警察本部長
警視長

様式第2号

年 月 日

佐賀県警察本部長殿

鑑識課長

印

解剖嘱託医推薦上申書

みだしのことについては、下記のとおり上申する。

名 称	氏 名・年 齢	所 在 地	診 療 科 目
	年 月 日生(歳)		
学 歴 〔大学又は専門 学校以上〕			
経歴及び主たる 公職の概要			
推 薦 理 由			
備 考			

様式第3号

解 剖 嘱 託 医 名 簿

本 籍・住 居	氏 名 生 年 月 日	診療科目	嘱 託 年月日	備 考 〔嘱託前の解剖 医歴、表彰、 その他〕

様式第 1 号

様式第 2 号

様式第 3 号